

Title	思慮なき服従への警鐘：ハロルド・ラスキの多元的国家論をめぐって
Sub Title	A warning against unthinking obedience : on Harold Laski's pluralist theory of the state
Author	梅澤, 佑介(Umezawa, Yusuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.96, (2013. 3) ,p.311- 341
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130315-0311

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

思慮なき服従への警鐘

——ハロルド・ラスキの多元的国家論をめぐる——

梅 澤 佑 介

- 一 はじめに
- 二 初期ラスキの主権論
 - (一) 国家一元論批判
 - (二) 権力配分論
- 三 中期ラスキの自由論
 - (一) 自由論
 - (二) 権力論
- 四 中期ラスキの国家論
- 五 まとめ

一 はじめに

本稿の目的は、イギリスの政治学者ハロルド・ラスキ (Harold J. Laski: 1893-1950) の前半期 (一九二二年まで) の政治思想に焦点を当て、彼が多元的国家論という理論枠組みを採用することの意図を明らかにすることである。彼の多元的国家論の内容についてはこれまで多くの研究者によって分析を施されてきたものの、そもそもなぜ彼が多元的国家論という視点に立って政治世界を観察したのかはいまだ明らかになっていない。結果、彼の政治思想の中心的価値たる「自由」概念とこの多元的国家論との関係もいまだ不明瞭なままである。

ラスキ研究におけるこの不満足な状況は、彼の死後に発表された初めての包括的ラスキ研究であるハーバート・ディーン⁽¹⁾の著作『ハロルド・ラスキの政治思想 (The Political Ideas of Harold J. Laski)』が及ぼした影響によるところが大きい。ディーンはラスキの前半期の思想を「多元論」の時期 (一九一四—一九二四年。以下、「初期」と呼ぶ) と「フェビアン主義」の時期 (一九二五—一九三二年。以下、「中期」と呼ぶ) とに分け、それらの間の理論的断絶を強調する。なるほど主に主権論に関する歴史的研究に従事した初期の著作群と、政治制度に関する具体的構想にまで言及した中期の著作群とを分けて論じることは、それほど不適切なことではないかもしれない。しかしディーンはこのような区別からさらに進んで、初期と中期からそれぞれ独立の政治理論を導き出そうとする重大な過ちを犯している。すなわち彼は初期におけるラスキの主権論に対する攻撃を、そのまま「国家の最高権力を除去するための彼の計画」⁽²⁾と取り違えているのである。しかしながらこのような観点からでは、制度論が前面に出てくる中期の著作においても主権論批判が続いていることについて説明することができなくなってしまう。そして以後のラスキ研究も基本的にはディーン⁽³⁾のこのような初期—中期断絶テーゼを抜け出していない。

この誤解は、ラスキ本人が明確に区別していた「法的な (legal)」見方と「道徳的な (moral)」見方を混同してしまつた結果生じるものである。そこで本稿ではまず第二章において、右のような誤解の原因になつてゐる初期ラスキの主権論における「法的」と「道徳的」という二つの厳密に区別された視点を確認する。そして彼が主権を「道徳的正しさ (moral right)」の観点から評価しなければならないと考える理由について論じる。次に第三章では、中期に視点を移し、ラスキの自由論について論じる。ここでは彼の「自由」概念の「気風 (atmosphere)」としての側面が強調されており、「自由」のそのような側面に注目することによつてのみ、多元的国家論と「自由」との関係が理解される。最後に第四章では、中期ラスキの国家論について論じる。ここでは初期から中期への思想的変遷の根拠として挙げられることの多い「調整権威 (co-ordinating authority)」としての国家という考え方が、実は初期における国家の「法的」観察の延長上にあると示し、一方で中期に至つてもラスキが「道徳的」観点から国家を他の集団と同列に捉えていることを確認し、初期—中期断絶テーゼを論駁したい。

二 初期ラスキの主権論

ラスキはマギル大学、ハーバード大学で歴史学を受け持つ教師としてそのキャリアをスタートさせた。そしてこの間に、主権概念に関する歴史的論考を中心とする三つの論文集——いわゆる「主権三部作」——を刊行した。ここでは絶対的で永続的な権力たる「主権」概念を歴史的な観点から相対化するという試みがなされた。このような初期ラスキの主権論に深く立ち入っていく前に、本稿が反論を加えようとする「初期—中期断絶テーゼ」の内容を確認しておこう。

従来 of ラスキ研究者たちは、ラスキの初期と中期の理論的断絶を、彼の政治理論における国家の位置づけの変容に

見出す。すなわち初期においては、国家は他の集団と完全に同等的の地位に置かれているが、中期に至って国家は他の集団に優越する特別な地位を与えられた、と考えられているのである。例えばディーンの解釈によれば、ラスキは前期においては「国家は他の結合社会と対等なものである」と考えていたのに対して、中期には国家は「社会的なアーチのかなめ石」、「共同社会における統合調整の要因」、そして「社会の根本的な道具的手段」であると定義されるようになった、といわれる。⁽⁴⁾

また小笠原欣幸も次のように考察している。「多元的国家論のラスキと〔中期の〕『政治学大綱』のラスキとの間には、国家の権力のとらえ方に相違が見られる。『政治学大綱』においてラスキは、初期の多元的国家論を“修正”し、諸団体や個人に対する国家の優越を承認するに至っている（一）内は引用者による補足、以下同様⁽⁵⁾」。このように国家をあらゆる面で他の集団と並置しようとする態度を「多元的国家論」、他方で国家を再分配の道具として積極的に使っていくこうとする態度を「フェビアン社会主義」として、彼らはラスキの初期と中期の思想を分断する。だが残念ながらこのような解釈はラスキの国家に関する「法的」観察と「道徳的」観察との区別の看過の上に成り立つ誤解にすぎないのである。

(一) 国家一元論批判

先に触れたように、初期ラスキの主権論批判とは歴史的観点から主権概念を相対化する試みであった。ラスキはトクヴィルに依拠しつつ、自身の根本的な問題意識を次のように提示している。

アレクシ・ド・トクヴィルが、人間は必要な制度とこれまでなじんできた制度とを混同する傾向をどうしてももちがちであると力説したのは、賢明であった。（……）いうまでもないが、いつの時代においても政治思想や法思想の研究者は重要であるとい

われている理論について、たとえ新しい状況の下で当初の実態が質を同じくしていながら何らかの異なった形態へと変化しているときでも検討を加えざるをえないであろう。(FS: 209 [三七七]⁹⁾)

ラスキにとって政治学徒が従事すべきことの一つは、現在の政治的・社会的状況の歴史的偶然性を暴きだし、そのうえでそのような状況に適合する理論・制度とそうでないものを選別する作業である。彼はこのような問題意識から法学者と哲学者が単なる習慣と必要なものを混同してきた歴史を描く。

まずラスキは、ボダンやオースティンらによる政治的法学的解釈に対しても次のような批判を加える。「法律家はおそらく必然的に、正しさ (right) ではなく権利 (rights) に関心を示してきた。そのことから根源という問題、すなわち究極的に参照されるべき拠り所に対し先入観をもち、そのため法的に古いもの (the legally ancient) と、政治的に正当化しうるもの (the politically justifiable) とを、不当に混同しがちであった (……)」(FS: 233 [三九六])。そしてこのような法学者による両者の混同を通じて、「すべての制度の上に、国家が優越性をもっていることの主張」(FS: 234 [三九八]) たる国家一元論が形成された。

ただしここで想定されている国家の優越性とは、また法の論理の次元における優越性を指していた。国家主権を「道徳的に」正しいものとみなす国家一元論は哲学者によって完成させられることになる。「法律家のしたことは、哲学者による道徳的上部構造のために、基礎を提供することであった。国家一元論が論理 (logic) の次元から、倫理 (ethics) の次元へと高められたのは、哲学者によってであった。そこで国家の権利 (rights) が正しさ (right) の問題となった。国家主権は、道徳的な絶対性 (moral preeminence) にまで浄化された」(FS: 234-5 [三九八])。法学者によって提唱された主権理論は、いまや道徳的次元にまで高められた。つまり国家意志は法的に正しいだけでなく、道徳的にも正しいと認められるに至ったのである。

しかしながらこの「哲学者」たちの思惑に反して、この国家一元論が「われわれに印象づけることは、法的正しさ (legal right) と道徳的正しさ (moral right) の間に存在する大きな不一致である」(AMS: 42)⁽⁷⁾。そしてラスキは、国家の優越性を法的側面のみならず道徳的側面にまで拡大して解釈する国家一元論者の主権理論を批判し、国家主権を論ずる際の法的正しさと道徳的正しさととの区別を要請する。

このような批判の根拠となっているのは、政治の哲学的解釈が孕む次のような限界である。「国家の理想や形態が、この立場における討議の主要な内容であった。(……) 少なくとも政治に関して、哲学は空間と時間という範疇にはほとんど考慮を払わないように思われる」(FS: 332-3 「三九六」)。ここで「政治の哲学的解釈」として槍玉に挙げられているのは、バーナード・ボザンケなどのイギリス理想主義 (British Idealism) である。⁽⁸⁾ イギリス理想主義とは、イギリスにおいてヘーゲルの思想を研究し受容した立場であり、それは国家と共同体全体とを同一視し、国家意志は共通善の表現であり、そのゆえ道徳的に正しいとする国家一元論を支持する点で、ラスキの多元的国家論と敵対する政治思想である。それによれば、国家は社会の一般意志を体现するための必然的な機関であって、歴史とは無関係だということになる。つまりラスキにとってイギリス理想主義とは、国家を、それが国家という名の下に歴史的に行ってきたことからではなく、共通善を満たすという目的をもっているという点だけから評価し正当化する点において、「空間と時間という範疇」を考慮に入れない哲学的国家論ということになる。

このようなイギリス理想主義学派の主張する国家一元論に対して、ラスキの支持する「多元的国家論」とは、

正当な行為以外、すべての主権を究極的には否定するという単純な理由によって、法律が主権者の命令であるとのみ説明されうるといふ考え方を否定する。(……) それゆえ個人はひとりであり、あるいは他の者とともに意志の内容を吟味することにより、それが正当であるか否かの判断を下さなければならない。これは明らかに古典的概念における国家主権に終止符を打つことである。

それは国家の行為を（……）他の結社の行為と、道徳的には対等の地位に置くことである。それは国家の判断にまさに道徳的な内容によって、そしてそれ以外のものによるのではなしに本来もつ力を与えるのである。（FS: 244-5 [四〇六]）

このように彼は国家の超越性を説く一元論の立場に反対して、個々人が国家行動の内容を吟味し評価することを通じて、国家を他の集団と同等の地位に置く多元論の立場を支持する。

ただしここで彼が国家を他の集団と並列する際、「道徳的」側面に限定して議論を展開していることは重要である。というのは、他方で彼は法的観点からも国家の分析を行っているからである。法的観点から見た国家は他の集団とは異なる特別な側面を有する。法的観点と道徳的観点の区別に着目すれば、ラスキが国家の「法的」優越性を初期の時点からすでに認めていることが、次の一節からも明らかである。「法的には (legally)、あらゆる国家には権力を無制限に行使しうる機関が存在することを誰も否定できない。しかし、その合法性 (legality) は論理上の仮説以外のものではない」（FS: 336 [三九九]）。このようにラスキは、一方で「道徳的な」観点から政治を観察することを要請しながらも、他方で政治社会に関する歴史的事実として、国家の「法的」優越性を認めている。そしてこのような国家の優越性は、国家が備える強制装置によって裏づけられている。「いかなる政府であれ、自ら進んで従おうとしない国民からも、しばしば服従を獲得できるということを否定する者はいないだろう」。

しかし他方でそのような国家の優越性が、被治者の側の惰性的服従によっても安定的に維持されている側面をもっていることを、ラスキは批判的に指摘する。「（……）多数の人々は服従することに慣れているので、一般的にいつて、彼らの服従を獲得するためには、処罰による制裁がほとんど必要ない。少なくとも民主主義国家の政府にとって、不服従が場合によっては生ずるかもしれないという仮定に立って行動することはほとんど不必要である」（FS: 215 [三八二]）。

このような大衆の盲目的服従に対するラスキの批判は、彼の多元的国家論と自由論との間の連関を見るうえで重要である。というのは被治者の消極的で受動的な態度は、国家の優越性を無批判に受け入れる国家一元論を可能ならしめている要因であり、その根底にある法と道德の同一視という態度からは自由な市民は生じえないからである。

法と道德を区別することはラスキの自由論にとって決定的に重要である。彼は法と道德の区別と自由との関係について次のように述べている。

自由の概念は、政治において正しいこと (right) の実現を獲得する闘争である。この概念は、法 (law) と道德 (morals) との境界が同一ではないことをわれわれに警告しており、それはわれわれが、そのように警告される必要があるに在るからである。自由の概念は、人間の究極の個性を表すものであり、法律によって恒久的な安定を得ようとする制度では、そのための余地を何ら発見しえないものである。(FS: 78 [三三五七])

それゆえ法と道德とを厳格に区別し、道德的な観点から国家と他の集団とを同等なものとして捉える多元的国家論を受け入れ、国家の正当性をその行動の結果に対する個々人の道德的判断によって常に批判的に吟味しつづけていく態度をとることは、個人の自由を守るために不可欠である。そしてそれは同時に市民としての個人の義務ですらある。「われわれは、国家の政策が究極的に決定される際の手段の部分を形成している。それゆえ、国家の行為の基礎を検討することは、われわれの側における道德的な義務となる。政治において最も罪悪なことは、重要な決定に対し、思慮なく黙従することである」(FS: 245 [四〇六])。逆に国家主権の行使の基礎を検討せずに、それが主権者の命令であり、それゆえ法的に正当であるという理由だけから道德的にも正当化する国家一元論をとるとすれば、それは自由の放棄にほかならない。自由とは国家一元論者が言うような「真の自我」を体现している国家に服従することではなく、

「不断に自発性の機会が存在すること」なのである。逆に、今日の社会において「国家一元論を唱えることが究極的に意味するのは、大衆からこのような自由を彼らの支配者に譲り渡すことである」(Fs: 239 [四〇二])。

ラスキにとって国家主権を法的正しさの観点に限って観察し、国家の権力を無制約なものとして考える法的主権理論の立場、ましてやその理論を前提としてさらに法的正しさを道徳的正しさと混同する国家一元論の立場をとることは、市民から自由の本質たる「自発性」を奪ってしまうことと同義である。それらの立場から展開される政治論に抗して、ラスキは政治学独自のアプローチの確立を目指す。国家行動は、「それらを実行に移すための権限が与えられている権威から発しているという意味においては確かに法的に正当 (legally valid) だろう。しかし政治学の学徒はそこで止まるべきではない。法的正しさ (legal right) を単に声に出せば政治的判断になるわけではないのである」(AMS: 35)。

そしてその政治学独自のアプローチたる多元的国家論とは、国家の果たすべき目的に関する理念ではなく、国家が現に果たしている、あるいは歴史的に果たしてきた機能に着目する「機能主義 (functionalism)」を採り入れることにより可能となる。

目的 (purpose) に関する知識がいくら重要であったとしても、それよりもはるかに重要なのが機能 (function) に関する知識である。例えば国家は、その成員に対しては、本質的には巨大な公共事業団体である。(……) われわれが問わなければならないのは、国家が何をしようとするかではなく、歴史的事実として、国家がその名において何をしてきたかである。(AMS: 31)

このような意味において、ラスキは政治学を歴史に基づかせようとし、歴史的観点から国家が「公共事業団体としての機能を果たしてきたものと判断する。多元的国家論は、国家を一般意志を体现するという理念的目的の面からは

判断しない。というのは、そのような視点からは国家の行動を積極的に吟味しようとする態度は生じえず、それゆえその立場の採用は自由の放棄にほかならないからである。

他方で多元的国家論の採用は自由にとって必要条件ではあるが十分条件ではない。なぜなら現代の民主主義国家における大衆には「思慮なき服従」の傾向が存在するからである。そこで次は自由論との関連において、初期における「権力配分」論について論じる。

(二) 権力配分論

ラスキの現代社会に関する分析に含意された問題意識は、彼の法的主権論批判と同様、初期と中期に共通して見られるものである。彼は自身の自由論を次のような問題提起から始める。「われわれはなぜ人々が政府に服従するのかを知りたい。われわれは大多数の人々が少数の一部に自発的に隷属するという衝撃的事実を説明する要因を知りたいのである」(AMS: 32)。ラスキの思想においてはこのような治者と被治者の不一致が前提となっている。そして治者に対する被治者の服従の要因を彼は「国家が人々の惰性(inertia)の上に建てられている」という事実の中に見出す(AMS: 33)。このような被治者の惰性的服従傾向こそ、現代民主主義国家を支える大きな要因であることは、ラスキも正しく認識している。しかしこのような状況においては秩序は守られるかもしれないが、被治者の欲求が平等に満たされうる機会はほとんど望みえないと彼は考える。それではいかなる方策によって彼はこのような状況を打開できると考えたのであろうか。

そこで彼は政治制度とその下で生活する人々の精神との密接な関係に着目した。彼はまず中央集権的な制度をもつ国家について次のように考察する。「つまり、その大部分が単一の政治的中心に集中している権力は、その結果に対して無頓着な人種を生み出すだろう。それはある程度、われわれの諸問題の根本に横たわる事実である。そしてそれ

は、ある国家における自由 (the liberty of a state) は大いに権力の状況に依存しているという単純な理由から重要なことである」(AMS: 73)。¹⁾中期においては「経験」の概念によって基礎づけられるラスキの自由論の萌芽が見出される。権力の中央への過度な集中は、被治者を政治権力の行使から遠く隔てるため、やがて被治者から自発性を奪う結果となるのである。

被治者が自発性をもち自由を保持するために「われわれが大いに必要としているものは、自発性の重要性についての認識を失わない」ことである。具体的には、「国家の構成が階層的でなく調和的であり、いわば主権が機能を基礎にして分割されている (partitioned)」されている必要がある。権力を集中させることではなく、権力を配分することによってこそ個人の自発性は高められる。というのも、「権力を配分する (division of power) 方が、権力を集積する (its accumulation) よりも、責任に対し人々を敏感にするからである」(FS: 241 [四〇三])。

以上で見えてきたように、ラスキは初期の著作において、国家主権を論じる際に法的観点と道徳的観点を厳密に区別することを要請し、法的正しさの観点から見た国家主権とは、単に国内法を縛る法は存在しないということの論理的な仮説に過ぎないものであるとし、これを道徳的な正しさを取り違える国家一元論の立場を批判した。これに対してラスキは、道徳的観点から国家を諸集団の一つとして捉える多元的国家論を採用する。このような法と道徳の区別が必要不可欠なのは、それがなければ被治者は治者の命令をすべて道徳的にも正しいものとして無条件的に受け入れることとなり、政府の行動の良し悪しを自発的に判断することがなくなり、結果として個人の自由が失われてしまうからである。このような区別は目的ではなく機能に着目する態度によって可能となる。その意味でラスキは政治学を歴史に基礎づけようとし、国家をそれが歴史的に果たしてきた機能によって評価することを要請するのである。しかしそれを要請するだけでは被治者の態度は変わらない。国家行動の結果に注目する自発的な態度を涵養するためには権力の広範な配分がなされなければならないのである。この多元的国家論と自由の関係をより明確にするため、次章で

は中期ラスキの自由論を見ていく。

三 中期ラスキの自由論

一九二五年、イギリスに帰国したラスキはグレアム・ウォーラスの後任としてロンドン・スクール・オブ・エコノミックス (LSE) の政治科学講座の講師を任されることとなる。この就任にあたってLSEに捧げられたのが、彼の名著とされている『政治学大綱』である。本章ではこの著作と一九三〇年に出版された『近代国家における自由』という中期ラスキの二つの主要著作に依拠して彼の自由論を検討する。

(一) 自由論

ラスキはまず「自由」概念を次のように定義する。「自由の意味するところは、人間が最善の自己となる機会 (the opportunity to be their best selves) をもつような気風 (atmosphere) を熱心に維持することである」(GP: 142 [二二一])⁽⁶⁾。この一節にはラスキに独特な「気風」としての「自由」概念が表現されていると同時に、自由を人格の実現として捉えるイギリス理想主義に親和性をもちうる側面も見ることができると同時に、自由を人格の実現として捉えるイギリス理想主義に親和性をもちうる側面も見ることができると同時に、自由を人格の実現として捉えない部分とに分け、前者を国家意志が体现する理性目的の中に見出だすイギリス理想主義に対して、「真の自由の理論は理想主義の前提の全面的否定の上に樹立される」と力強く宣言する。

真の自我とは、社会の各人に共通する一定の理性目的の体系などといったものではない。われわれはこのようなやり方で人格の

一体性を分裂させることはできない。真の自我とは、私の存在と行動とのすべてである。(……) 要するに私の全存在の一部を特に真実の自分として抽象するやり方は、私の経験の真实性を否定するのみならず、私自身を他人の目的のために手段化するものである。この状態が何であるにせよ、それが自由であるとは認められない。(LMS: 58 [六四]⁽¹⁰⁾)

自我を分裂させ、理性目的の体系の表れたる国家意志への服従の中に自由を見出すイギリス理想主義は、ラスキの個人主義的な自由観と真つ向から対立するものである。これに対してラスキは、個人人格の全体性にに基づき、諸個人の経験から形成された意志はどこまでも互いに異なっているという認識を政治学の出発点と考える。

このような信条の背景にあるのは、ウィリアム・ジェームズの唱えるプラグマティズムの受容である。⁽¹¹⁾ ラスキはジェームズの「多元的世界」論を次のように説明している。「われわれの住む世界は、統一的な経験から導き出されてくるような一元的世界 (universe) ではない。それは多元的世界 (multiverse) であり、そこに体现されるものは、不可避的な相違をもった異種の経験、常に異なつて解釈される経験である」(LMS: 90 [一〇四])。事実は異なつた経験をもつ諸個人によつて解釈されるがゆえに、そこから導き出される真理は一元的なものではなく多元的なものである。それゆえ他者の命令に無条件的に服従することは自己の経験に基づいて事実を解釈する自由を放棄することにはかならない。「自己の経験は自己だけのものであり、この経験を基礎として確立された意志もまた独自のものだということが他者との分離の帰結である。自己の経験を捨てて他者の経験に従属するならば、それは人格の放棄である」(LMS: 6 [六八])。つまりラスキにとつて人格の実現たる自由とは他者の経験によつて代替しえない自己の経験に基づいて事実を下し行動することなのである。

にもかかわらず、ディーンはこのようなラスキのプラグマティズムに基づいた「真の自我」論を見落としている。その結果ディーンは、ラスキが「真実の自我をあらゆる人間の努力の共通目的とする理想主義者の概念を捨ててはい

るが、それに代わるべきものをまったく提出」しておらず、それゆえラスキの議論は「根本的に不十分である」と批判する⁽¹²⁾。

しかしラスキの強調する個人の経験の独自性を正しく理解しようとするならば、「実現しなければならぬ自我の本質」の無規定性こそが彼の理論的帰結であり、それがディーンの批判するような欠点ではないことは明白である。なぜならラスキ本人の信じる「自我」の理想像を『大綱』の読者に押しつけることは、読者に他者の経験への隷従を強いることと同義であるからだ。彼の理想主義批判の根底にはこのような個人主義的「経験」論が存することが見逃されてはならない。

このようにラスキは他者の経験に従属することを自由とは認めない。市民の自由は彼にとつて、時には秩序を犠牲にしても守られるべきものである。「自らの道徳的確信に従って行動しえないならば、人々は自由だとは感じないだろう。服従しない権利があると考えるのは、無秩序状態を招来することだと彼らに言っても無駄である。主義を捨てて秩序を守るよりは、主義に生きて無秩序をとることを、自己の深奥な体験に照らして決定した人々の例はいつの時代にも事欠かなさ」(LMS: 89 [101])。

しかしだからといってラスキが無秩序状態を奨励しているということにはならない。彼は内乱状態にある国家の下における自由に関して次のように述べる。「内乱に際して、言論の自由を要求することは空理空論であることを私は直ちに認める。理由は単純である。この要求をいささかでも顧慮しようとする者は一人もいないからで、元来、暴力と自由とはアブリオリに矛盾した言葉なのである」(LMS: 114 [134])。政治的秩序が安定していなければ、個人の自由の条件たる立憲的権利を保障することも不可能となる。それゆえ秩序は自由のための前提条件なのである。つまり個人は自身の自由を守るために法に服する必要がある。それではラスキの個人主義的な自由論と法律への服従とはいかにして両立しうるのであろうか。

自由と法の両立は、プラグマティズムの「動態的思考」に影響を受けた個人主義的法理論によって可能となる。¹³⁾ ラスキは法律について次のように述べる。「極言すれば、法律は個人がそれを受け入れて初めて出来る。こうして、立法政策の要諦は利害関係者たる人々の同意であるといえるだろう」(LMS: 90 [一〇三])。このような法の正当性を個々人の同意に基礎づけようとする企ての底流にも、彼の理想主義学派に対する批判が一貫している。理想主義学派は法を主権者の命令とみなし、それを主権者の命令であるがゆえに道德的にも正しいものとして捉えろということとは第二章ですで見たとした。ラスキはこれに対し、法の正当性の基準をあくまでも個々人の中に設けることによって、法が個々人のその時々独自の経験に基づいた判断によって、道德的に正しいものにも不正なものにもなりうるという動態的な法理論を提示している。

このような個人主義的法理論に対する典型的な批判が次のディーンの一節に表れている。「何でもすることができ、しかも万事秤にかけられなければならないとするならば、何事も事実上は成し遂げることではできないだろう」¹⁴⁾。つまりすべての政治的決断を個々人の同意の上に基づかせようとするならば、全会一致以外は認められず、結果として大部分の政治的決断が不可能になってしまうというのが、この批判の主旨である。しかしこのような説明はラスキのいう「同意」が政治的決断との関係で果たす役割を正しく捉えていない。というのは、彼にとつての政治的決断とは政府(治者)によって下される所与の条件であり、重要なのは市民(被治者)の側がその決断を無批判に受け入れずに、個々の経験に照らして吟味することである。ラスキのいう個々人の道德的判断とは、これからなされる国家行動の基盤となるようなものではなく、すでになされた国家行動に対して下されるものなのである。そしてこのように市民が政府の行動に対して不断の監視を行うことが習慣化すれば、政府も自ずと責任感をもって行動するようになる。彼は考えている。それゆえ右のようなディーンの危惧は、ラスキの政治理論からは生じえないのである。

さて個人の自由を実現するためには秩序が安定しているだけでなく、権利が法律の上で保障されていなければなら

ない。ラスキは「権利」概念を次のように規定する。「権利とは実際には、いかなる人も一般にそれがなくては、最善の自己とはなりえないような社会生活の諸条件である」(GP: 91 [一四〇])。ただしそれは現存の法律によって「権利」として保障されているものと同一ではない。「権利が権利たるのは、それが国家の奉仕しようとしている〔個人の自己実現という〕目的に役立つからである。それは実に現存する法的権利に反することもありうる。というのは、ある秩序が現存の事実に基づいては弁護されえないような特権を維持しようとすることも十分にありうるからである」(GP: 92 [一四一])。それゆえ国家が正当とみなされるためにはそれが法律によって自由のために市民に平等に認められるべき権利を保障していなければならないのである。

しかしながらラスキの自由論は法律上の権利の問題にとどまらない。なぜならば、彼の出发点が他のものによって代替しえない個々人の経験の独自性である以上、代表制は完全なものとはなりえないため、代表者としての治者が被治者の経験からはかけ離れた政治的決断を下すこともありうるからである。そこでラスキは自由の「精神」としての側面を強調する。

まず第一に強調しておかなければならないのは、権利とはただ単にあるいは多分に文書の問題なのではないということである。古色蒼然たる羊皮紙は、疑いもなく大いに権利に神聖さを加えるものではあるが、決してその実現を保障するものではない。(……) 市民の最も真実の擁護者たるものは、法の文句ではなくて、市民の誇り高い精神である。(GP: 103-4 [一五六―七])

ここでいわれている「市民の誇り高い精神」とは何を意味するのか。それはまさに初期からラスキが主張し続けてきたところの、「思慮なき服従」の反対物としての「自発性」である。市民は自由たるために、国家行動を自身の良心に照らして吟味し正しい方向へと導いていかなければならない。

私の義務は、公益が当然認められるように行動することである。私の市民権 (citizenship) の意味するところは、そうした承認が拒まれた際に、承認させるように自分の方で行動することである。(……) したがって国家に対する私の義務とは、とりわけ現実の国家が奉仕しようと努めなければならぬ理想に対する義務である。かくて事情によっては、権利への要求が正当だとされるべきならば、国家に反抗することが義務となる場合もある。(GP: 96 [一四七―一八])

個々人は自身の自由のために、国家が誤った方向に進もうとした場合には、それを積極的に批判する勇氣をもたなければならぬ。そして個々人がそのような勇氣をもつことにより、社会に自由の「気風 (atmosphere)」が生まれるのである。「立憲制度は自由には不可欠ではあると思うが、しかし、それも単なるかたちだけでは人を自由にするものではない。さらに進んで私は社会組織がどんなかたちをとるにせよ、自由の本質は、人々の間にある無形の気風の表れであると結論したい」(JMS: 64 [七二])。このような気風を維持するために必要なものとしてラスキの政治思想から導き出される処方箋が、「権力の広範な配分」である。次に多元的国家論と自由をつなぐ彼の権力論を見ていく。

(二) 権力論

ラスキの政治理論において、「自由」論と対をなす議論として重要なのが「権力」論である。自由が究極的価値として措定されている一方で、その自由を守るための政治秩序が必要となるため、政治社会に不可欠な要素としての権力を考察しなければならない。彼は権力と自由の関係を次のように述べている。「われわれのなすべきことは、人格を絶えず表現する余地を一般の人々にもはつきり感じさせるように必要な自由と、欠くべからざる権力との間にバランスを確保することである」(JMS: 49 [五三])。このように彼にとっては自由と権力の均衡関係が重要になってくる。それではこの権力は現実の国家においてはいかなるかたちで行使されているのか。彼によれば政治権力を行使する

国家とは社会全体を指すものでは決してなく、法的に正当な権力を与えられた少数者の集まりにすぎない。すなわち、「国家意志とは、決定をなす法的権力を委ねられた少数の人々が到達する決定である」(G.P.: 35 [六五])。このように中期においてもラスキにとつて国家とは命令を下す少数者たる治者とそれに従う多数者たる被治者に分かれた領土的な社会として経験される。そしてここでも歴史に基礎づけられた彼の政治学の出発点は、次のような事実である。

「歴史的にいつて、国家について予言できる唯一のことは、国家がいつも、比較的少数の者への膨大な大衆の服従という異常な現象を示してきたということである」(G.P.: 21 [四七])。

このような歴史的傾向は、治者と被治者の双方の性質によつて支えられてきた。政治的権力、すなわち治者の側の性質に関しては、ラスキはアクトン卿に代表されるイギリスの伝統的な自由主義的権力観を採用する。ラスキは権力の拡張的傾向について次のように述べる。「権力には隙さえあれば、絶えずそれが及ぶ範囲を拡大しようとする傾向があるから、自由の侵略には抵抗をもつて応えることが大切だ」(L.M.S.: 81 [九二―三])。そしてこのような拡張的傾向に加えて、治者は自らの統治を円滑に行うために、市民から抵抗の勇気を奪い去り、市民の間にある自由の気風を雲散霧消させようと努力する。それは例えば、表現の自由に対する厳しい制限によつて遂行される。

自らの経験に即して考えることを禁じられた人々は、やがておおよそ考えるということをもつたくやめてしまふ。考えることをやめた人々は、同時に、おおよそ本当の意味での市民であることをやめてしまふのである。彼らはいささかも吟味することなくただ命じられるままに服従する無気力な命令の受領者と化する。そして彼らの無気力は、権力者の行動に誤った自信の光彩を添え、沈黙は同意と取り違えられる。(L.M.S.: 108 [一一七―八])

この一節には彼の問題意識が明白に表れている。彼は自身の政治学において、政治的統一を構成する原理や、統治

がそれに則って行われるべきところの原理を示そうとしているのではない。そうではなくて、自らの経験に即して主体的に考える「市民」はいかにして可能か、そして国家行動に市民の積極的同意を与えることによってそれを正当なものとするような社会がいかにして可能か、というのが彼の政治学が探究すべき問題だった。そのためにも「少数者の意志への多数者の思慮なき服従」をいかにして打開するかということが彼の最優先の課題であった。¹⁵⁾

しかしながらこのような現代社会の特徴は、権力が思慮なき服従をつくり出すメカニズムに加えて、人間の本性的特質に立脚している点で根深いものである。人間は本来的に政治的動物であるというアリストテレスの想定に反して、

大多数の人々にとって最も重要な生活の連関は、私的連関である。彼らは隣人たちを意識しているが、隣人たちこそ実は全世界なのだという基本的事実を把握することはまれである。彼らは滅多に検討したこともない諸制度の意志に従って、自分たちの意志を決める。彼らはそれらの意志を調べてみて、自分たちの意志をそれらに合理的に結びつけることをしない。彼らは惰性から政府の命令に服従する。そして彼らの抵抗すら、代替りのものを確保するための合理的欲求ではなく、盲目的憤怒である場合が多す^{第90}。(GR: 19 [四四])

このように現代社会における個人は公的意識を欠いており、彼らは狭い個人的利害の領域に頑固に閉じこもっている (GR: 42 [七四])。彼にとって政治的無関心とは、人間個人にもともと備わった性質なのである。

しかしながら彼は政治制度の変革によって人間の精神的傾向をある程度望ましい方向に導いていくことができると考えており、このような信条こそ、ラスキの政治思想を根底で支えている核心部分である。彼は政治制度と市民の精神の関係について次のように述べている。「われわれは社会を支配する諸制度を再組織するというだけでは、社会の利己主義や怠慢を廃絶することはできないが、少なくとも人々の精神がわれわれに必要な性格へと向かうよう諸制度

を再組織することはできない」(GP: 215 [三〇五])。このような観点から彼の初期から続く「権力配分」論が展開されるのである。

彼は中期の著作においても、権力の広範な配分を主張している。彼は政治的無関心の傾向に対する打開策を次のように提示している。「概して権力が国内に広範に配分されればされるほど、つまり分権化が進むほど、自由への熾烈な関心が生まれてくる可能性がある」(MS: 81 [九三])。これに対して中央集権制は治者が被治者から自発性を奪うことを容易にする制度とみなされる。

ただしここで「権力の配分 (distribution of power)」と「権力分立 (separation of powers)」が明確に区別されていることには注意が必要である。というのは、彼は市民の自発的精神の涵養のためには、権力分立は必要ではないと考えているからである。彼は権力分立について次のように述べている。市民の自発的精神のための「必要な保護は、ロックとモンテスキューとが自由の鍵だと考えた権力分立の中にも見出されない。(……) 権力分立は、各権力がその分を超えて不当に拡大するのを阻止しはするが、割り当てられた権力の内容や範囲を決めるものではない」(GP: 104 [一五七])。このようにラスキの自由論の市民の自発的精神としての側面を考慮に入れるならば、権力分立とは国家、すなわち治者の内部での権力同士の抑制・均衡の原理であって、市民の自発性の涵養には何ら関わりのないものである。彼はあくまでも権力を広範に配分することにより、市民に権力を身近なものと感じさせ、その結果彼らが国家行動の結果に対しても興味をもつことに期待をかけているのである。

以上で見たことからわかるように、デインによるラスキの自由論批判は論理の飛躍に基づいており、ラスキの権力配分論を権力論の側面からしか見ておらず、自由論の精神的側面を見逃している。デインはラスキの権力配分論を次のように解釈している。「彼は権力が集中排除の様々な工夫によって人々の間に分けられ、分割され、対抗させられ、広く投げ散らかされるのが見たい。そうすれば、個人や集団の市民的・経済的・社会的権利が権力行使者の侵

害から守られるのにちがいないと、思いたいのである⁽¹⁶⁾。しかし権力同士が「対抗させられ」ることによって抑制されるのは権力の拡張的傾向のみであり、それは権力行使の内容、すなわちそれが市民の経験を考慮に入れたものであるか否か、あるいは市民の権利を侵害しないものであるか否かを決定しない。ラスキはたとえ権力の配分が推進されたとしても、そのことによって国家権力を批判的に吟味する自由の気風が生まれなければ、権力が自ずと守られるとは考えなかつただろう。それゆえデインによる批判は、権力の広範な配分によって市民の積極的な精神を涵養するというラスキの目的を見落とした誤解にすぎない。彼はラスキの自由概念の「気風」としての側面に関しては一切触れず、なぜ権力の配分が権利の保護につながるのかという問いにも答えられていないのである。

それではこの「権力の広範な配分」とは具体的にはいかなることを意味するのであろうか。それは一言でいえば、個々の政治的問題に対して、それに対応する各々の領域の経験を動員しようとする試みである。それは例えば地方分権というかたちをとる。彼は中央集権的な政治制度を次のように批判する。「われわれの問題は、必ずしも中央に関連する問題ばかりではない。社会の一部にだけ影響を及ぼすような問題を中央政府の決定に委ねることは、社会のその部分における責任感と創意の習慣とを破壊する結果となる」(JMS: 85「九七—八」)。地方の問題に対して中央政府が決断を下すことによって、その結果が地方の経験からして受け入れえないものとなることがありうる。地方の人々の自発性を涵養するためには、地方自治体の決定しうる部分は広い方が望ましい。ただし中央と地方との境界線は普遍的に画定しうるものではない。「個人的なものや社会的なもの、社会集団に属するものと国家に属するもの、中央政府の活動領域と地方自治の領域等の間にうまく境界線を引くような確固とした原則が存在すると私は言うわけではない。この問題に対する唯一の接近の仕方は、プラグマティックなもの以外にありえない」(JMS: 82「九三—四」)。つまりこの境界線もその歴史的状况によって常に変化しうるものであり、それが歴史の中で果たす機能によって、個人から道徳的な正当性を与えられうるものなのである。

また教会や労働組合などの機能団体のもつ権利の増大も、権力配分の一形態である。彼は国家において機能団体の果たしうる役割を次のように強調している。「結社 (associations) にはそれぞれに固有の危険が伴うとしても、しかし、それは人間人格の決定的な表現であり、その表現が人間の本性に根ざす点で、国家自体と毫も変わりがない。個人に何ら拘束なく、自由に同志を糾合して利害関心を同じくする領域で協働の行動に出ることは、まさに自由の真髄をなすものといえよう」(LMS: 123 「一四六」)。このように彼は結社、すなわち機能団体の形成を人格の実現の基本的な形態として捉え、結社の自由を擁護している。

そして機能団体と国家を、個人人格の実現という究極目標に従属するという点において並置しているが、彼は同時に国家の独自性にも注意を払っている。彼は両者の違いを次のように説く。

彼が属するものには、家族、友人、教会、結社、労働組合、企業者連合等があり、その上にさらに国家がある。この中で、国家以外のものについてはその所属はほぼ自由である。(……) しかし彼は国家の一員たることを拒むことはできない。(……) 国家だけは、命令を回避しようとする個人に対して強制を加えることができる。すなわち国家は法律を制定し、国民は法的強制によって法律に服従させられるのである。(LMS: 62 「六九—七〇」)

この一節から初期からの道徳的正しさと法的正しさの区別が維持されていることがわかる。すでに見たように、従来のラスキ研究における初期—中期断絶テーゼにおいては、中期における国家の他の集団に対する優越性がその根拠となっている。ところが中期においても国家は道徳的には他の集団と同様、その成員の欲求に応えていくことによつて忠誠を勝ち得なければならぬ。いや、それどころか「所属が自由である」というまさに法的観点から、他の集団の国家に対する道徳的優位さえ推論しうるのである。⁽⁷⁾ 集団の生活は個人によつて「熟慮ののち選ばれた道であるから

しばしば大いに彼には特別の正当性があり、彼が切実に感じ明白に心安らかに感じられる伝統を形成する。したがってそれらが彼の存在の根元に発する忠誠を呼び起こすこともまればない」(GP: 257 [三六〇—一])。集団への帰属は自発的であるからこそ、国家に比して個人の忠誠を勝ち得やすく、また個人の人格の完成のための必要の声に応えやすいのである。

ただしラスキは国家以外の集団を決して手放して称賛しているわけではない。彼は集団の潜在的排他性を次のように批判的に論じている。

集団は民族国家と同じように自己防衛の手段として排他性に陥りやすく、他の団体の伝統を自己の伝統のために犠牲にすることを好むようになる。(……)それは自己の部分的善を善そのものと主張し、自己の一片の真理を全真理と主張し、特に他の集団との衝突の瞬間にはそれ自身の解決に代わる解決を成員が考えるのを許さず、その指導者たちは国家の支配者たちと同様、成員全般の目的や利害とは別の——しばしば反対の——目的や利害を助長する傾向があるだろう。(GP: 257 [三六一])

ラスキにとつては政治学の出発点はあくまでも個人であり集団ではない。国家と同様に集団もまた、個人の忠誠を吸収しつくすものではなく、個人人格を部分的に表現するものにすぎないのである(GP: 256 [三六〇])。このように個人を集団に還元しえないと考える点で、彼の思想はフェビアン主義の「第二の開花」期を代表する理論家であるG・D・H・コール(G. D. H. Cole: 1889-1959)⁽¹⁸⁾のそれとは異なる。コールの自由論においては市民の主体性が問題となることはない。彼にとつて重要なのは各団体が個人に対して社会的機能によつて限定された要求しかもたないような「機能制度」に基づく社会を実現することである。コールの考える「個人的自由の最善の保障は、それぞれの形態の団体において、選ばれた者や役員がその代表的機能を逸脱しようとするあらゆる企図を鋭く批判する油断のない民

主義が存在することにある」⁽¹⁹⁾。そしてこの「油断のない民主主義」を実現するのは「団体の多数をもって構成される社会」であり、そこにはラスキが問題にしたような市民の自発性のような個人主義的な関心はない。コールにおいては団体の自由が個人の自由と直結しているのである。同じ多元論者として同列に論じられることの多い二人であるが、⁽²⁰⁾コールの立場は、結社の負の側面に対して自覚的であるラスキの立場とはかなり異なったものであることがわかる。

このようにコールとラスキの立場を多元論としてまとめて論じることにはラスキの多元的国家論の個人主義的な意図を見失う危険が潜んでいる。ラスキの政治思想の独自性を理解しようとするならば、彼の主張の制度論的帰結のみならず、その背景にある問題意識や多元的世界観などに目を向けなければならない。そしてコールとの相違点がさらに浮き彫りになるのが次章で取り上げるラスキの多元的国家論における国家の役割である。次章では初期における国家の法的観察が中期の調整権威としての国家観にいかにして接続しているかを論じ、他方で道徳的観点からの国家と他の集団との同一視が中期においても存続していることを確認し、それが「思慮なき服従」批判をいかなる関係を有するののかという問題について考察する。

四 中期ラスキの国家論

ラスキの国家論において「調整権威 (co-ordinating authority)」という用語は、確かに『政治学大綱』において初めて使われ始めたものである。彼は国家が他の集団の活動に介入する機能を指してこのように呼んでいる。しかしこのような国家に関する彼の見解は、初期における国家の法的観察の延長上に存するものである。

彼は個人の自由の観点から国家による介入を次のように評価している。「個人自由の視点に立てば、国家の干渉が

少なければ少ないほど国家に関係する各人にとって好都合なことは確かである。しかし、同様に国家がある程度の統制権をもつこともまた明白である」(LMS: 123 [一四六])。ここで彼は国家の他の集団に対する統制権を認めているのである。この点で国家と他の集団は区別されるわけであるが、そのような区別は個人を三つの側面に分ける別の観点からも説明される。彼によれば、市民は三つの政治的立場を有する。「まず第一に人間自身、最後まで同化されない人間が存在する」(GP: 247 [三三八])。これは彼が自由論の中で繰り返し強調している、他のものによって代替しえない経験をもつ個人であり、彼の政治学の究極的単位である。「第二に結社形成的動物としての人間が存在する」(GP: 247 [三四九])。人間は個人の活動では満たしえないと感じられた必要の表現として、集団を形成する(GP: 265 [三五九])。それは教会や労働組合、圧力団体など様々なかたちをとりうる。「第三の側面においては、国家は、全体としての社会の生活が方向づけられる一般原則を設定しようと努めている。国家は行為の最終統一ではなく必要統一をつくりつつあって、行為の中に最小限の調整を見出そうとしている。国家は近代世界では何よりも、前述した第二の側面と第三の側面との調和を求めているのである」(GP: 248 [三四九])。ここで登場するのが彼の「調整権威」としての国家という発想である。領域的社会として諸集団を包摂する国家は、例えば集団が個人の自由を侵害しようとする際には、集団に活動に介入する権利をもつのである。

ただし彼にとってこの「調整権威」としての国家という考えは、彼の政治思想から導き出される実現されるべき当為命題というよりは、歴史的観点からの現状分析として理解される方が妥当であろう。彼は機能主義的権利論によって、国家の調整力をコントロールすべきであるということを主張する文脈で次に述べている。「このことは国家が現在において共同社会内の調整要因(co-ordinating factor)として占めている位置から、国家を引き下ろすことではない。しかし少なくとも、調整力(power of co-ordination)を行使する道を指示するものである」(GP: 98 [一四九])。ここで表現されているのは、国家は必然的に諸集団の調整権威としての役割を担うべきであるという理念ではなく、

それが歴史的に調整権力としての機能を果たしてきたという事実である。それは初期において法的側面から他の団体と区別されたものとして観察された国家と何ら異なるものではない。そしてそれゆえ、ここでも調整権威によってどのように他の集団の活動を制限するかという問題よりも、国家がその権限を逸脱することをいかにして防ぎうるかという問題に重点が置かれているのである。

では彼は調整権威としての国家に対する制限はいかにして可能であると考えているのか。ここで彼のコール批判を見ることによって、彼の徹頭徹尾個人主義的な態度を確認することができよう。彼はコールの理論的帰結を次のように批判的に要約している。コールは「社会を機能の集団と見て、そういう機能が代表を出す間接機関が最終調整権力であると考えようとする」(GP: 265 [三七二])。コールは各機能集団からそれぞれの代表を選出し、それらの代表者たちが議會を構成し国家を運営することを通じて個人の自由が守られると考えるのである。だがラスキはこの見解に対して、「私が市民として完全に代表されえないことは事実であるが、技師や医者や大工として完全に代表されえないことも事実である」と反論を加える(GP: 266 [三七二])。彼にとつては機能団体ですら、国家と同様に、あくまでも個人人格を部分的に表現するものにはすぎないのである。個人人格は団体に汲みつくされえない。それゆえ調整権威としての国家を導いていく要因も、機能団体ではなく、市民の自発性に求められるのである。

そのような市民の自発的参加による個人の経験の国家行動への動員を保障するものとして構想されるのが、中期における制度論のもう一つの側面としての「諮問機関 (the organs of reference)」である。政府に意見するための機関として組織されるこの諮問機関は、彼の議論の前提にある代表制の欠陥を補うものとして提案される。彼は権力分立論を批判して次のように述べる。「政府を責任的にするためには権力を分割する必要がある。本質的なことは、その権力が一歩譲らなければならぬ諮問機関を条理整然たるものにするのである」(GP: 81 [二四])。諮問機関は、調整権威としての国家の行動の指針として個人の経験を動員するための媒体となりうるものである。

ただしこのような機関があくまでも諮問機関に留まるということは、中期における国家と他の集団との区別の点からも踏まえておく必要があるだろう。彼はここでもコールのギルド社会主義を批判して次のように述べる。「国家の政府に決定することは任せておいて協議することだけは強制するという考えは、ギルド社会主義におけるように機能団体に権力を付与する制度よりも好ましう」(GP: 82 [一二五])。ここでも中央政治に関する決定を下すのはあくまでも国家であるという前提はラスキの中に維持されており、それを方向づける一つの手段としてのみ、諮問機関は構想されている。このようなコール批判の中には、彼の悲観的な権力観が潜んでいる。「ギルドの役員は大臣がなりがちであるように官僚的保守主義になりがちであろう。彼らは現在とまったく同じように選挙人との接触を失うだろう。そこには多数決原理に固着する同じ危険があるだろう」(GP: 82 [一二六])。このような統治者に関する批判的な視座から、彼独自の「気風」としての自由論が導き出されるのである。

しかし同時に、彼が初期だけでなく中期でも、国家を他の集団と同一視している側面が存することは見逃されてはならない。彼はここでも明確に法と道徳を区別し、次のように述べる。「われわれを拘束する真の力は、政府に服従する法的義務ではなくて、われわれが正義とみなすものに従う道徳的義務である」(GP: 63 [一〇一—一二])。このことを確認したうえで、彼は次のように国家と他の集団とを並置するのである。国家は「他の集団、すなわち教会、労働組合、その他と同じように一つの集団である。それが他のものと異なるのは、その領土の範囲内に住むすべての人に成員たることを強制する点と、最後の手段としてはそれは服従者に義務を強制しうる点である。しかしその道徳的性格は他のどういふ結社のそれとも寸分違わない」(GP: 37 [六七—七八])。このように道徳的観点からは、中期においても国家と他の集団は対等なものとして扱われているのである。それゆえ、この「法的・道徳的」というラスキの複眼的な基準を無視して国家の役割の変容によって彼の思想的変遷を跡づけることは困難なことであろう。

以上のように、中期において登場した「調整権威としての国家」という観念は、初期から続く国家の法的側面の表

現であり、道徳的観点から見た国家は依然として労働組合や教会などと同様、個人の属する集団の一つにすぎない。したがって初期—中期断絶テーゼはラスキの政治思想における法と道徳の区別の重要性を看過したものであるといえる。そして国家の法的側面とはラスキにとっては所与の条件として観察される。「われわれは国家を与えられているのだから、それが現に存在しているという事実から出発して、国家の諸機関はどういうものか、それらは国家の目指す目的のためにどうかたちで作用するか、に論を進めることができる」(GP: 55「九二」)。国家が歴史的に果たしてきた調整権威としての役割を無視して政治理論は構築されない。そのような権力をいかにして個人の自由に資するものにするかという問題に取り組んだのが、彼の自由論であり、またそれに基礎づけられた多元的国家論なのである。

五 まとめ

ここまでラスキの多元的国家論と自由論に着目して彼の政治理論を見ることを通じて、初期と中期の思想的―貫性を示そうとしてきた。初期と中期の著作を比べたときに、議論の重点の差異は確かに存する。初期著作の主眼は法的主権理論および国家一元論に対する批判にあり、他方で中期の著作は彼の自由論の世界観的基礎を明らかにしており、そのような観点から具体的な制度論にまで議論が及んでいる点で、テーマに関する若干の違いは認められるだろう。

しかしながら、彼の問題意識は初期から一貫して現代社会における大衆の思慮なき服従という現象にあった。主に初期において展開された国家一元論批判は国家をその目的においてではなく、それが歴史の中で果たしてきた役割の観点から評価することによって道徳的にはそれを他の集団と同じ地平におくものであった。中期においては彼は自身の自由論を多元的世界観に基礎づけることで、権力の広範な配分によっていかにして個人が自由になりうるかを考察した。それらのいずれもが、思慮なき服従を打破し、市民の自発性を涵養するために考案された理論的・制度的構想

であった。

近年に至るまで⁽²⁾、従来のラスキ研究は、彼が初期から中期まで一貫して国家が「与えられた」状態から思考を出発させており、そのような状況で多元的国家論を採用することによりなぜ個人は自由になりうるのかという点を軽視してきたように思われる。しかしこれらのことに着目することによって、自ずと初期と中期の一貫性も明らかになった。一人の思想家を理解しようとするならば、彼の政治理論の理論的・制度的帰結のみならず、彼の中の究極的価値を理論や制度論によっていかにして実現しようとしたかという点に目を向けなければならないのである。

- (1) Herbert A. Deane, *The Political Ideas of Harold J. Laski*, Archon, 1972, p. 8. [野村博訳『ハロルド・ラスキの政治思想』法律文化社、一九七七年、七頁]。ただし以下、邦訳のある文献に関しては、訳語を適宜変更している。
- (2) Deane, *The Political Ideas*, p. 47. [四七頁]。
- (3) 初期—中期断絶テーゼを踏襲している代表的なラスキ研究として、例えば、Bernard Zylstra, *From Pluralism to Collectivism: The Development of Harold Laski's Political Thought*, Royal Van Gorcum Ltd., 1970; Michael Newman, *Harold Laski: A Political Biography*, Merlin Press Ltd., 2009 などがある。他にも注で挙げたラスキ研究はすべてこの断絶テーゼの立場をとっている。これに対して初期と中期の連続性を主張する例外的な立場をとる研究として、毛利智「ハロルド・ラスキの社会変革論——議会主義と革命主義のはざままで」『政治思想研究』第一一〇号、二〇一一年、四三〇—四六五頁があるが、彼の主眼はラスキ思想における「同意による革命」論の発展を跡づけることにあるため、この連続性の内容については詳しく述べられていない。また毛利と本稿の見解の違いについては後述する。
- (4) Deane, *The Political Ideas*, p. 79. [八一頁]。
- (5) 小笠原欣幸『ハロルド・ラスキ——政治に挑んだ政治学者』勁草書房、一九八七年、二〇頁。
- (6) ラスキからの引用は量が多いため、参照箇所は文中で示す。(FS, 209 [三七七]) は、Harold J. Laski, *The Foundation of Sovereignty and Other Essays*, Routledge, 1997, p. 209. [辻清明訳「主権の基礎」『世界の名著 七二』ハジョットラスキ・マッキーヴァー』中央公論新社、一九八〇年、三七七頁] を表す。以下同様の形式。

- (7) (AMS: 42) は 'Laski, *Authority in the Modern State*, Routledge, 1997, p. 42 を表す。以下、同様の形式。
- (8) ラスキが批判するイギリス理想主義者としては、前期イギリス理想主義を代表する T・H・グリーンよりも、後期を代表するバーナード・ボザンケの名前が挙がることが多い。両者の違いを強調した研究として、ヘルベルト・マルクーゼ『理性と革命』榎田啓三郎ほか訳、岩波書店、一九六一年、四三五―四四六頁がある。
- (9) (GP: 142 [二一]) は 'Laski, *A Grammar of Politics*, Routledge, 1997, p. 142. (日高明三ほか訳『政治学大綱(上)』法政大学出版局、一九五二年、二二頁) を表す。以下、同様の形式。
- (10) (LMS: 58 [六四]) は 'Laski, *Liberty in the Modern State*, George Allen & Unwin Ltd, 1948, p. 58. (飯坂良明訳『近代国家における自由』岩波書店、一九七四年、六四頁) を表す。以下同様の形式。
- (11) ラスキによるジェームズのプラグマティズム受容を考察した論文として、Jo-Anne Claire Pemberton, 'James and the Earl: Laski: The Ambiguous Legacy of Pragmatism', *History of Political Thought*, Vol. 19 (2), 1998, pp. 264-292; 榎沢栄一「H・J・ラスキの政治思想——初期作品の『主権三部作』を中心に」『埼玉女子短期大学研究紀要』第三号、一九九二年、三九―六一頁などが挙げられる。なお、ラスキに対するジェームズの影響はないと考えるデイヴィッド・ランシマンのような立場もあるが (David Runciman, *Pluralism and the Personality of the State*, Cambridge University Press, 1997, pp. 177-194)、『この議論の妥当性を検討するには多元的国家論の系譜を見なければならぬので、紙幅の関係上、これに関しては別稿に譲る。
- (12) Deane, *The Political Ideas*, p. 107. [一〇七頁]。
- (13) 榎沢「H・J・ラスキの政治思想」四四頁。
- (14) Deane, *The Political Ideas*, p. 40. [四一頁]。
- (15) これに対して毛利はラスキの思想を次のように要約する。「ラスキは、人類全体の福祉を内包する『社会的な善』を構想することによって、国家が保障する社会秩序を正当化する。しかし同時に、その社会秩序の根底に、国家の絶え間ない変革を求め、もしも国家による統治が正しくなければ、いつでも蜂起するような流動的なアナキーの潜在力を想定するのである」(「ハロルド・ラスキの社会変革論」四四七頁、傍点引用者)。このように毛利はラスキの政治思想をアナキーとコンフォーミズムとのせめぎ合いとして捉える。しかし前者に関しては、ラスキの思想にコンフォーミズムを読み取るうとすることによって、彼の「思慮なき服従」に対する根本的な問題意識を見落としてしまう危険が生ずる。また後者に関しては、ラスキはアナキーを想定することができないような状況であるからこそ、権力の広範な配分を要請するのである。

- (16) Deane, *The Political Ideas*, p. 16. (一六頁)。
- (17) ラスキのこのような主張を「結社形成的 (associative) な自由主義」という一つの政治理論へと敷衍した解釈として、杉田敦「全体性・多元性・開放性」『境界線の政治学』岩波書店、二〇〇五年、三六―四四頁がある。
- (18) フェビアン協会におけるコールの活躍については、光永雅明「社会主義運動の結社——フェビアン協会」『結社の世界史 四 結社のイギリス史——クラブから帝国まで』川北稔編、山川出版社、二〇〇五年、一五〇―一六二頁を参照。
- (19) G. D. H. Cole, *Social Theory*, Methuen & Co. Ltd., 1923, p. 191. (野田福雄訳「社会理論」『世界思想教養全集 一七 イギリスの社会主義思想』河出書房新社、一九六三年、二八二頁)。
- (20) 例えば杉田は、コールとラスキを「集団理論」の論客として分類し、それを「多元性」を個人のレベルで実現しようとするウォーラスの理論と対置し、「多元性」を集団のレベルで実現しようとする理論として説明している(杉田敦「人間性と政治——グレアム・ウォーラスの政治理論(下)」『思想』第七四一号、一九八六年、一三六頁)。
- (21) 近年のラスキ研究として、例えば大井赤彦は、ラスキ以前の多元的国家論者たちが国家の「特定の指標」を認めていたとしたうえで、「それに対し、団体の実在性によって国家の全能的権力を否定しながら、あくまで個人を政治社会の基礎単位と位置づけることで、そこから団体と国家との完全なる同資格性にまで議論を進展させ、多元的国家論に一つの終着点をもたらしただのがラスキである」と述べている(大井「初期ハロルド・ラスキの『多元的国家論』をめぐる再検討——教会論と労働組合論の位相」『政治思想研究』第一二号、二〇二二年、二五九頁、傍点引用者)。この点で大井もデイーンの初期中期断絶テーゼを抜けていない。

梅澤 佑介 (うめざわ ゆうすけ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 政治思想史